

## 若狭河川漁業協同組合第13号 第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、やまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、竿釣り又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
  - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認をうけたものをいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
  - 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄の漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲でなければならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	規 模
あ ゆ	竿 釣(友釣、毛針釣) 投網	
	シャデ網	口径 1m以下
こ い ふ な	竿 釣 投 網	
や ま め	竿 釣	

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で 組合が定めて公表する期間内
こ い ふ な	1月1日から12月31日まで
や ま め	2月1日から9月30日までの期間内で 組合が定めて公表する期間内

2 解禁日の公表は、組合の掲示板及び組合の委託する遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

**(禁止区域)**

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
南 川 湯岡橋上流端から上流へ 2.100mの区域	9月1日から 11月30日まで

**(全長制限)**

第6条 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 cm
こ い	20 cm
ふ な	5 cm
や ま め	10 cm

**(遊漁料の額及びその納付方法)**

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料小、中学生又は身体障害者及び組合員家族のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣	1日	3,000 円
		1年	8,500 円
	投 網 シャデ網	1日	3,000 円
		1年	10,000 円
こい、ふな やまめ	竿 釣	1日	2,000 円
	投 網(やまめを除く)	1年	4,000 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- ア 若狭河川漁業協同組合（福井県小浜市深谷10号1番地の3）
- イ 組合が委託した遊漁承認証取扱店

取扱店	住 所
理 容 下 中	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂12-1-3
南 川 荘	福井県大飯郡おおい町名田庄三重52-18-1
山 海 堂	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終1409-11
料理旅館 新佐	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂4-10-2
板 谷 商 店	福井県大飯郡おおい町名田庄虫鹿野10-48
スーパカネイチ	福井県大飯郡おおい町名田庄三重32-38
料理旅館 足立屋	福井県小浜市和多田31-9
水 口 清 治	福井県小浜市相生21-35-3
マーメイド釣具店	福井県小浜市広峰58
ビッグ釣具店	福井県小浜市湯岡17-25-1
行方釣具店	福井県小浜市一番町4-13
まつおか釣具店	福井県小浜市雲浜1-4-21
仲 野 實	福井県小浜市忠野7-2-1
若 狭 堂	福井県若狭町新道76-3-5
平 尾 商 店	福井県若狭町熊川37-3
やまびこ	福井県若狭町河内1-4-5
キタガワ釣具店	京都府京都市五条壬生川町17

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証(別記様式第1号)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

別記様式第1号 遊漁承認証 表

No.	<p>遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%; padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏名 (年令)</td> </tr> </table> <p>承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行日 発行者 若狭河川漁業協同組合 取扱者</p>	遊 漁 者	住所		氏名 (年令)
遊 漁 者	住所				
	氏名 (年令)				
	(印)				

裏

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。</li> <li>2 本証の使用は記名本人に限ります。</li> <li>3 漁場監視員巡視の際は本証を提示してください。</li> <li>4 遊漁規則を厳守してください。</li> <li>5 違反を確認した場合は遊漁をお断りすることがあります。</li> <li>6 本証の再発行は致しません。</li> <li>7 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理は、組合のパンフレットをご覧ください。</li> </ol>
--

**(遊漁に際し守るべき事項)**

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

**(漁場監視員に関する事項)**

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は遊漁者に対し、漁場監視員証(別記様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

別記様式第2号 漁場監視員証 表

No.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
記	
住所	
氏名	(年齢)
有効期間	
発行者	
若狭河川漁業協同組合	
㊞	

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"><li>1 遊漁監視の際は必ず本証を携帯すること。</li><li>2 被取締者から請求があったときは、この証を提示すること。</li><li>3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接すること。</li><li>4 取締りは公平にして厳重にすること。</li><li>5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</li></ol>

**(違反者に対する措置)**

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

**(付則)**

この規則は、平成25年 9月 1日から施行する  
令和 2年12月22日 一部変更認可